

防毒機能をもつ電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（防毒用電動ファン付き呼吸用保護具）が型式検定等の対象となりました。

この改正は、令和5年10月1日から施行・適用します。

① 型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください（裏面参照）。

② 防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります。

※防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。

防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

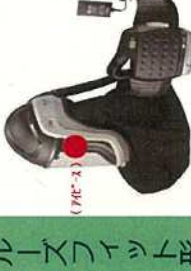
- 主に関電動ファン、吸引缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給する過式呼吸用保護具。
 - 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。
- ※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類

面体形



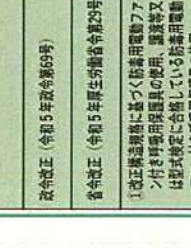
全面形面体



ルーズフィット形



フード



※半面形面体、全面形面体の写真は防毒用のもの。

※フード、フェイスシールドの写真は防じん用のもの。

＜型式検定合格標章の例＞

（呼吸用保護具本体用の合格標章）

国（年） 検
型式検定合格番号
（品名）（種類）

国（年） 検
型式検定合格番号
（品名）（種類）

（吸収缶及び電動ファン用）

※「国（年）検」部分に型式検定に合格した年からの有効期間（5年）を過ぎていないかを確認してください。

※「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。

今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」「アンモニア用」「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業に従事する際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

経過措置（猶予期間）

＜2024年（令和6年）10月1日までに製造・輸入されたもの＞

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

	2024(令和4)年		2025(令和5)年		2026(令和6)年		2027(令和7)年		2028(令和8)年		2029(令和9)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	
政令改正（令和5年政令第69号）					★公布（3/23）★施行（10月1日）						
省令改正（令和5年厚生労働省令第29号）					★公布（3/27）★施行（10月1日）						
1. 改定構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、構造及び型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2）											
2. 令和6年10月1日までに製造され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2）											
3. 令和6年10月1日までに製造され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2）											
使用・譲渡等、製造・輸入可能（2023年（令和5年）10月1日～）											
使用可能（2026年（令和8年）9月30日まで）											
使用可能（2026年（令和8年）9月30日まで）											

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならないが、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受ける必要はない。

※2：令和6年10月1日までに製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。